

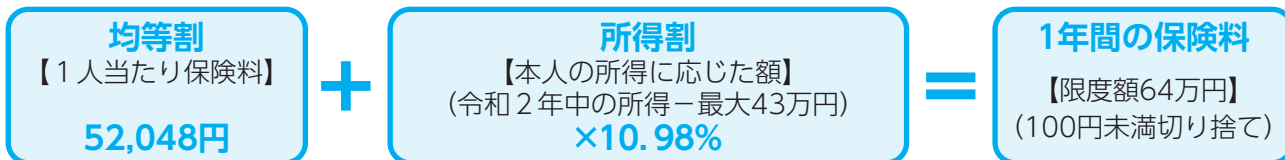
後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和3年度の保険料額と保険証更新について～

7月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料につきましては、7月15日(木)に郵送で個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》



○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金などの所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和3年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+ (28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+ (52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度から7割軽減に見直されました。

税制改正による個人所得課税の見直しに伴い、保険料の負担水準が改正前と同水準となるよう、軽減判定基準が見直されました。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割が掛からず、制度加入から2年を経過していない期間のみ**均等割が5割軽減**となります（52,048円→26,024円）。

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課町税グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

◆保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

口座振替を希望される方は、保険証と口座の預金通帳、お届け印をご持参の上、住民課町税グループへお申し出ください。

※「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

※税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。

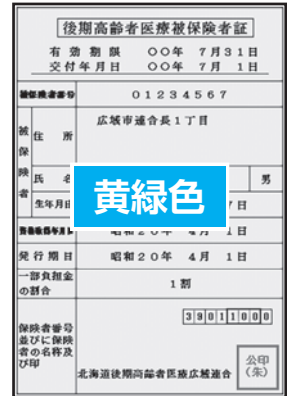
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

■保険証の更新

現在ご使用の保険証（水色）は、7月31日で有効期限が切れるため、8月以降は使用できません。

7月中旬に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、新しい保険証（黄緑色）をご使用ください。

なお、新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日です。

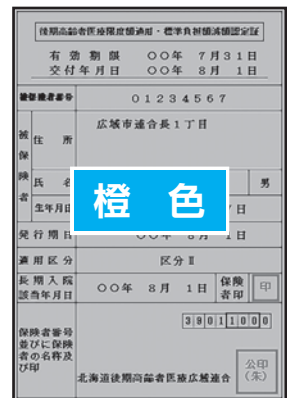


■減額認定証および限度証の更新

現在ご使用の減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証（黄色））および限度証（限度額適用認定証（黄色））は、7月31日で有効期限が切れるため、8月以降は使用できません。

引き続き対象となる方には、7月中旬に減額認定証または限度証を送付しますので、8月1日からは、新しい減額認定証または限度証（橙色）をご使用ください。

新たに交付ご希望の方は、住民課戸籍保険グループに申請してください（交付には対象要件があります。下記交付対象をご確認ください）。



◆減額認定証の交付対象

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○ 老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

問合せ 北海道後期高齢者医療高域連合 住民課町税グループ、戸籍保険グループ
☎011-3290-5601 ☎76-2130